

告示

埼玉県告示第千二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日
医療法人啓仁 会 所沢ロイ ヤル病院		所沢市北野三 一 一 一		医療法人啓仁 会		通所リハビリ ターション 介護予防通所 リハビリテー ション		平成三十年八月 一日
たなか歯科クリ ニック		児玉郡上里町 神保原町三一 一 一		田中敏史		居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導		平成三十年三月 一日
地域密着型介 護老人福祉施 設 特別養護 老人ホーム フェリス八幡		草加市八幡町 三三 四 一		社会福祉法人 草加福祉会		地域密着型介 護老人福祉施 設		平成三十年十月 一日
ショートステイ （空床利用型） フェリス八幡		草加市八幡町 字青柳前三三 四 一		社会福祉法人 草加福祉会		短期入所生活 介護 介護予防短期 入所生活介護		平成三十年九月 一日

居宅介護支援
事業所
シユツテ
ン

深谷市南阿賀
野一
九一五

有限会社
シユツテ
ラン

居宅介護支援

平成三十年十月
一日